

○国土交通省告示第三十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十九年一月二十三日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道237号改築工事（神楽拡幅・北海道旭川市神楽岡14条3丁目地内から同市神楽岡14条8丁目地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 北海道旭川市神楽岡14条3丁目、4丁目、5丁目、6丁目、7丁目及び8丁目地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、北海道旭川市神楽4条4丁目地内から同市西神楽2線6号地内までの延長5.1km（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道237号改築工事（神楽拡幅）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に規定する一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道237号は、北海道旭川市を起点とし、上川郡美瑛町、富良野市、沙流郡日高町等を経て、浦河郡浦河町に至る延長260kmの主要幹線道路である。

本件区間に係る一般国道237号（以下「現道」という。）は、旭川市の中心部を通過し、地域住民の日常生活及び経済活動等による利用が集中するとともに、上川支庁と日高支庁とを連絡する幹線道路として、旭川空港と旭川市内を結ぶ道路として、及び旭川市への観光路線として利用されており、自動車交通量が多いにもかかわらず、一部を除き2車線道路であることから、慢性的な交通混雑が発生している状況である。ちなみに、平成17年10月に起業者が実施した交通量調査によると、北海道旭川市神楽岡14条4丁目地点において、現道の自動車交通量は19,277台/日、混雑度は1.38となっている。

本件事業の完成により、現道における交通混雑の緩和が図られ、安全かつ円滑な交通の確保に寄与するものと認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、都市計画手続において、北海道知事が平成2年12月に環境影響評価を実施したところ、騒音について一部環境基準を上回るものの、遮音壁を設置すること等の対策により環境基準等を満足するものと評価されている。また、本件事業認定の申請にあたり、起業者は、計画交通量の見直し及び上記環境影響評価以降に得られた知見を踏まえ、平成18年2月に環境影響照査を実施したところ、上記の環境影響評価結果と同様、騒音について一部環境基準を上回るものの、低騒音舗装を施工すること等の対策により環境基準等を満足するものと評価されている。起業者は、以上の環境影響評価結果等を踏まえ、低騒音舗装を施工することとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道の交通混雑の緩和を目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第4種第1級の規格に基づき、現道を4車線に拡幅する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成2年12月13日に都市計画決定されており、事業計画の基本的内容は都市計画と整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は、交通量が多く、慢性的に交通混雑が発生していることから、できるだけ早期に交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。

また、旭川市長より本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 北海道旭川市役所